

社会福祉法人石鳥谷会職員給与規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石鳥谷会職員就業規則(以下「就業規則」という。)第14条の規定により、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定義及び適用範囲)

第2条 この規程において職員とは、就業規則第3条第1号に規定する者をいう。

2 この規程は、前項に規定するすべての職員に適用する。

(準職員の給与)

第3条 就業規則第3条第2号に規定する準職員の給与に関し必要な事項は別に定める。

(給 与)

第4条 この規程において給与とは、給料、役職手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、賞与、職務手当をいう。

(給 料)

第5条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する労働の対価として、この規程に定めるところにより支給する。

(給料表)

第6条 給料表は、別表2に定めるところによるものとし、第3条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。

(給与の支給方法)

第7条 給料の計算期間(以下「給料期間」という。)は月の初日から末日までとし、その月の15日(その日が土曜日、日曜日又は休日のときは、その翌日以降の日の最も15日に近い土曜日、日曜日又は休日でない日)に支給する。

2 手当のうち前項に定める日に支給する手当は、役職手当、暫定手当、通勤手当とする。

3 給料期間の翌月の第1項に規定する日に支給する手当は、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当とする。

(新たに職員となった者、退職者、死亡者等の給与)

第8条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、職員が退職したときは、その日まで、死亡したときは、その月まで給与を支給する。

2 前項の規定による給与のうち給料を支給する場合の給料額は、給料期間の初日から支給するとき以外のときは、その給料期間の現日数から土曜日、日曜日、休日、及び勤務を要しない日に割り当てられた日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(給与の口座振込支払)

第9条 給与は、職員の同意に基づき、本人の指定する本人名義の銀行等の口座に振込支給するものとする。

(給与からの控除)

第10条 理事長は、給与を支給する際、次に掲げる掛金等に相当する金額を控除して、これを職員に代わって関係機関にそれぞれ納入又は払込むことができる。

- (1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料
- (2) 岩手県社会福祉協議会が行う共済事業の会費
- (3) その他給与から控除することが特に認められているもの
(非常時払い)

第11条 職員が次の各号の一に該当する場合で本人から請求があったときは、給与の支給日前であっても既往の勤務に対する給与を支給する。

- (1) 職員の出産、疾病及び災害の場合
- (2) 職員の収入により生計維持する者が出産し疾病にかかり又は災害を受けた場合。
- (3) 職員が結婚又は死亡した場合
- (4) 前各号のほか、止むを得ない事情があると理事長が認めた場合
(争議行為中等の給与)

第12条 争議行為により就業しなかったとき及びその他不就業時間に対する給与は第23条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額するものとする。

(休職者の給与)

第13条 職員が結核性疾患にかかり、その意に反し休職したときは、その休職期間が2年に達するまで給料の100分の80を支給することができる。

2 職員が前項に規定する以外の心身の故障により休職したときは、その休職期間が1年に達するまで給料の100分の80を支給することができる。

(給料の決定)

第14条 給料は、職員の職務の複雑困難、責任の度合い、学歴、経験及び勤務成績により決定する。

(初任給等)

第15条 職員の職務の等級は、その職務の複雑困難及び責任の程度に基づいて分類定義した別表1の等級基準表に定めるところによる。

2 新たに職員となった者の給料月額は、別表3の初任給基準表に定められているときは当該等級号数とし、当該基準表に定められていない中途採用者の給料月額は、別表4に定める経験年数換算表により換算された年数分を当該基準表の等級号数に加算したものとすることができる。

3 新たに職員となった者で次の資格を有する者の等級号数は、前項の規定により算出された等級号数に一資格につき5号を加算した号数とする。

社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、介護支援専門員、社会福祉主事、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ師、認定介護福祉士

(昇給及び給料の調整)

第16条 定期昇給は、原則年1回とし4月1日に行なう。ただし、法人の財務

内容等により実施困難と判断した場合は、時期を変更し又は昇給を行わないことがある。

- 2 定期昇給は、社会福祉法人石鳥谷会人事考課規程に基づき実施する業務考課及び及び能力考課（以下「人事考課」という。）の評価結果により、次の昇給評価の段階区分表示（以下「評語」という。）及び昇給号数を基準としその範囲内で行ない、施設長の昇給号数は理事長が決定する。

評語	S	A	B	C	D
昇給号数	7	6	5	4	0

- 3 定期昇給は、職員が満55歳に達する年度までとする。
 4 職員が満55歳に達した場合は、それ以降、本人の能力、職務の内容等を勘案し、給料を30%の範囲内で減額調整することがある。

（勤務年数1年未満者の昇給）

第17条 勤務期間が1年に満たない職員の定期昇給基準号数の調整は、次の表の範囲内の号数とする。

勤務月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
基準号数	0	1	1	1	2	2	2	3	3	3	4

（最高号給者の昇給）

第18条 各等級の最高号給に達した者の昇給は、第16条第2項の規定にかかわらず最高号給の給料額から最高号給から1号下位の号給の給料額を差し引いた額に、第16条第2項表中昇給評価S、A、Bに基づく昇給号数からそれぞれ2号給差し引いた号数を乗じた額を最高号給に加算した額とする。

- 2 前項により決定された等号給は、特何等級何号給という。

（特別昇給）

第19条 勤務成績が特に優秀であると認められる場合は、第16条の規定にかかわらず特別に昇給させることがある。

（昇格）

第20条 職員を昇格させる場合は、勤務成績が昇格に値する能力、等級適正及び見識があると評価できる者として次の表1及び表2の基準を満たすことを条件とする。

表1

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
最短滞留年数	2	2	3	4	—	—

年間人事考課A評価成績取得回数	A	A	A A	AA A	—	—
-----------------	---	---	--------	---------	---	---

表 2

職種別指定 必須資格	事務員	相談員	介護員	栄養士	調理員
	社会福祉主事 上記資格取得者	社会福祉士 社会福祉主事 介護福祉士 介護支援専門員 上記資格中一以上の取得者	介護福祉士 介護支援専門員 上記資格中一以上の取得者	管理栄養士 上記資格取得者	調理師 上記資格取得者

- 2 前項の表中、年間人事考課評価がS評価を受けた者は、1回につき滞留年数1年を減じ、C、Dの評価を受けた者は、1回につき滞留年数1年を加算することができる。
- 3 中途採用者で勤務成績が特に優秀な職員については、最低滞留年数を減ずることがある。

(役職手当)

第21条 役職手当は、管理又は監督の地位にある者に対し、毎月次の額を支給する。

役 職	金 額
統括施設長	40,000
施設長	35,000
管理者	35,000
事務局長	35,000
係 長	20,000
主 任	10,000
副 主 任	5,000

- 2 理事を兼務する職員は、次の額を役職手当に加えて支給する。

役 職	金 額
理 事 長	20,000
常務理事	15,000
理 事	10,000

(住居手当)

第22条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月

額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれに掲げる額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 職員は、住居手当を受ける要件を具備するに至った場合、又は次の各号の一に該当する場合は、直ちに住居届（様式第3号）により届出なければならない。

4 住居手当の支給は、前項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始又は改定し、前項の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月初日であるときは、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、住宅手当の支給開始については、前項に規定する届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

5 前項の届出を受けたときは、その事実を確かめて認定し、住居手当認定簿（様式第4号）に記載するものとする。

（勤務時間1時間当たりの給料額の算出）

第23条 勤務時間1時間当たりの給料額は、給料の月額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間で除して得た額とする。

（時間外勤務手当）

第24条 法定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に、次のとおり時間外勤務手当を支給する。

(1) 法定労働時間を超え、かつ月60時間以内の時間外労働に対し、勤務時間1時間につき、前条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

(2) 法定労働時間を超え、かつ月60時間を超えた時間外労働に対し、勤務時間1時間につき、前条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額の100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）を時間外勤務手当として支給する。

（夜間待機手当）

第24条の2 夜間待機手当は、利用者等の急変時等の対応のため、夜間に自宅待機する看護員及び小規模多機能ホームほしめぐりで勤務する介護員に対して支給する。

2 支給額は、1回1,000円とする。

(時間外勤務手当等の記録)

第25条 施設長は、職員が時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務をした場合は、当該勤務の事実をそれぞれ記録しなければならない。この場合、時間外勤務、休日勤務の記録は、時間外勤務(休日勤務)記録簿(様式1)により記録するものとする。

(夜間勤務手当)

第26条 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、5,000円を夜間勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第27条 日曜日(あらかじめ振り替えられている場合は当該日)において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給料の100分の135(その勤務が午前0時から午前5時及び午後10時から午後12時までの間である場合は100分の160)を休日勤務手当として支給する。

(端数計算)

第28条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給基礎となるそれぞれの全時間数(時間外勤務については、支給割合の異なる部分毎に各別に計算した時間数)に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、別表5により毎月、通勤距離が片道2キロメートルを超える職員に支給する。

2 職員が新たに前項の要件を具備するに至った場合、又は住居、通勤経路、通勤方法若しくは通勤のため負担する運賃等に変更があった場合(前項の要件を欠くに至った場合を含む。)は、通勤届(様式2)により届出なければならない。

3 通勤手当の支給は、前項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始又は改定し、その要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)、職員が退職又は死亡した場合は、その日をもって終わる。ただし、通勤手当の支給開始については、前項に規定する届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

4 職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの全期間勤務しないときは、通勤手当を支給しない。

5 第2項の届出をうけたときは、その事実を確かめて認定し、通勤手当認定簿

(様式2)に記載するものとする。

(扶養手当)

第30条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者認定を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満65歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号から第4号までに掲げる扶養親族については5,000円とする。

4 職員は、扶養手当を支給する要件を具備するに至った場合、直ちに扶養手当申請書(様式5)にその被扶養者認定を受けている者の被保険者証の写しを添付して届出なければならない。

5 扶養手当の支給は、前項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始又は改定し、前項の要件を欠くに至った日の属する月(その日が月初日であるときは、その日の属する前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給開始については、前項に規定する届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

(研修手当)

第30条の2 研修手当は、施設等で学生を除く一般の実習生を受け入れた際に、その対価として30,000円以上の受講料を受け取った場合、その実習生を指導した職員に支給する。

2 研修手当の算定期間は、実習開始から終了までの期間とする。

3 支給額は算定期間に対し、1,000円とする。

4 支給日は、指導する実習生の研修が終了した日が属する月の翌月の給与支給日とする。

(賞与)

第31条 賞与は、毎年度6月30日及び12月10日(以下「支給日」という。

支給日が日曜日又は休日に当たるときはその前々日、土曜日に当たるときは前日)にそれぞれ在職する職員に対し支給する。この場合、支給日前1カ月以内に退職(懲戒解雇された職員を除く。)又は死亡した職員についても同様とする。ただし、法人の事業実績による収支状況等により、当該年度の支給時期の変更又は支給を中止することがある。

2 賞与の年間総額は、毎年度法人の営業実績、財務内容、職員の人事考課の評

価結果等を勘案の上決定するものとする。

(賞与の算定期間)

第32条 賞与の算定期間は、当該年度4月1日から9月30日及び10月1日から3月31日までとする。

(賞与の配分方法)

第33条 第31条第2項により決定された額の賞与の個人配分は、月収比例分(以下「月収率」という。)と成績比例分に出勤率を乗じて得た額(以下「成績率」という。)を加算した額とする。

2 前項の月収率と成績率の配分は、月収率70%、成績率30%を基準として配分することを原則とする。ただし、毎年度の財務内容等を勘案しながら弾力的に配分するものとする。

3 第1項に定める成績率の算出方法は、評価区分ごとに次のとおりとする。

評 語	S	A	B	C	D
昇給号数	35%	32.5%	30%	27.5%	25%

(施設長等の賞与)

第34条 統括施設長、施設長、管理者、事務局長に支給する賞与の額は、支給日毎に理事長が別に定める。

(職務手当の支給)

第35条 職務手当は、支給対象期間において勤務した一般職員及び一般職員と同等の勤務条件で稼働する準職員(以下「職員」という。)に対し、支給するものとする。

2 前項により支給する職務手当は、介護職員等処遇改善加算を原資とし、支給対象期間の給与で支給する。ただし、始終対象期間内の給与で支給し切れない場合は、支給対象年度の3月31日(以下「処遇改善手当支給日」という。当日が金融機関の休業日に当たるときは、当日以前の直近の金融機関の営業日)に一時金として支給するものとする。

3 前項の支給額及び支給に付随して発生する法定福利費の総額は、支給対象期間において受給した介護職員等処遇改善加算額を超える額とし、当該額の決定はその都度理事長の承認を得て行うものとする。

4 職務手当の額は、介護職員等処遇改善加算額を勘案し、その都度理事長が決定する。

5 支給対象職員は次のように分類する。

(1) 社会福祉法人石鳥谷会の各事業所及びその他の介護事業所で介護を産業として従事した期間が各年度末において10年以上となる介護職員で、介護福祉士の資格を持つ3等級以上の介護員又はそれと同等の能力を有し、勤務成績が特に優秀であると理事長が認めた者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)

(2) 経験・技能のある介護職員以外の者(以下「その他の介護職員」という。)

(3) 前2号に含まれない職員(以下「その他の職員」という。)

6 一時金の支給額の計算は、介護職員等処遇改善加算額から交付対象期間に要した処遇改善額と職務手当の額を差し引いた額を支給対象職員で除した額を支給する。

ただし、経験・技能のある介護職員の年収が440万円に満たない場合は、440万円を超えよう支給額を調整することができる。

(補 則)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(給料表の切替)

2 平成17年3月31日に旧給与規程第4条に定める一般職給料表及び労務職給料表の適用を受けていた者は、切替日からこの規程に定める給料表(以下「新給料表」という。)を適用する。

(旧給与規程に定める特殊勤務手当の本給繰入)

3 切替日前日にその者に支給されていた旧給与規程に基づく給料及び特殊勤務手当の合計額を切替え後のその者の本給とする。

(職務の等級の切替)

4 切替日の前日においてその者の属する適用給料表及び職務の等級が別表に掲げられている者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において、その者の属する職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とし、乙欄に定める職務の等級に切替える切替日のその者の職務は次のとおりとし、甲欄に定める職務の等級に切替える切替日のその者の職務は、それ以外の者とする。

3等級に切替える者	主任、副主任
4等級に切替える者	係長
5等級に切替える者	主幹
6等級に切替える者	施設長補佐
7等級に切替える者	施設長

別表

職務の等級の切替表

切替日の前日における職員の属する給料表	切替日の前日における職員の属する職務の等級	新給料表	
		切替日における職務の等級	
		甲	乙

一般職給料表	1 等 級 2 等 級 3 等 級 6 等 級	2 等 級	3 等 級 4 等 級 5 等 級 6 等 級 7 等 級
労務職給料表	1 等 級 2 等 級 3 等 級		

(号給の切替え等)

5 前項の規定による切替日におけるその者の号給は、第3項に定める額に相当する新給料表の直近上位の額の号給とする。

(旧給与規程に基づき支給する給与)

6 旧給与規程に基づき支給すべき給与は、この規程に基づき支給されたものとみなす。

(旧給与規程に基づく昇給月の調整)

7 切替日の前日における旧給与規程に基づくその者の昇給月が4月、7月、10月、

1月である者の切替日の号給は、この規程により格付された等級の号給にそれぞれ5号給、4号給、3号給、2号給を加算した号給とする。

(旧給与規程等の廃止)

8 旧給与規程及び社会福祉法人石鳥谷会職員給与規程施行細則(平成7年4月1日施行)は、廃止する。

(育児休業規則の一部改正)

9 育児休業及び育児短時間勤務に関する規則(平成5年3月1日施行)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「給与規程第2条」を「給与規程第4条」に、「但し、期末手当、勤勉手当、及び寒冷地手当については、」を「賞与については、」に改め、「施設長」を「理事長」に改める。

第10条第3項中「及び特殊勤務手当」を削る。

(介護休業規則の一部改正)

10 介護休業及び介護短時間勤務に関する規則(平成11年4月1日施行)の一部を次のように改める。

第6条第1項中「基本給、その他の」を削り、同条第2項中「期末手当、勤勉手当、及び寒冷地手当(以下「賞与」という。)」を「賞与」に改める。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第15条第3項の規定は、新たに職員となった日以前に当該資格を有していた者に準用し、前項の施行日直近の定期昇給日に当該者の有資格数に応じた号数を加算する。
- 3 第26条の規定にかかわらず当分の間夜間勤務手当は、1回につき3,000円とする。

附 則

この改正規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規程は、平成28年3月25日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年12月14日から施行する。ただし、第30条の2の改正規程は、令和2年11月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条及び第35条の2の規定は、令和4年3月16日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 第21条第2項の規定は、令和4年3月24日から施行し、令和3年7月

1日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和4年12月23日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

等級基準表

等級	職位	補足職位	職位の職責	等級の定義
6	統括施設長 理事である職員		①法人が経営する事業所の経営管理に関し責任を負う責務 ②法人が経営する事業所の重要な事項に関し責任を負う責務	法人が経営する事業所を統括する能力を有する。
5	施設長 管理者 事務局長	施設長、管理者、事務局長と同等の経験、能力を有すると見なされる係長の職位	①所属する事業所の経営管理に関し責任を負う責務 ②所属する事業所の利用者処遇に関し責任を負う責務 ③所属する事業所の職員の育成、指揮監督に責任を負う責務 ④上司との連絡調整を行う責務	人事考課規程任命当該職種の基本職務表の全項目において単独作業が可能であり、部下に指導ができる能力を有する。
4	係長	係長と同等の経験、能力を有すると見なされる主任の職位	①所属する係の経営管理に関し責任を負う責務 ②所属する係の利用者処遇に関し責任を負う責務 ③所属する係の職員の育成、指揮監督に関し責任を負う責務 ④上司との連絡調整を行う責務	人事考課規程任命当該職種の基本職務表の全項目において単独作業が可能であり、担当する項目において部下に指導ができる能力を有する。
3	主任 副主任	主任と同等の経験、能力を有すると見なされる副主任の職位	①担当業務について、上司の命を受け、部下の育成、指揮監督に関し責任を負う責務 ②上司との連絡調整を行う責務	人事考課規程任命当該職種の基本職務表の担当する項目において単独作業が可能であり、部下に指導ができる能力を有する。
2	副主任 一般職員		①2年以上の経験により、上司の指示と指導のもとに行う部下の育成、指揮監督に関し責任を負う責務 ②その他担当業務について上司の命を受け、行う責務	人事考課規程任命当該職種の基本職務表の担当する項目において単独作業が可能であり、一部項目において部下に指導ができる能力を有する。
1	一般職員		①上司の指示と指導のもとに行う定型的、技術的、繰り	人事考課規程任命当該職種の基本職務表の担当する項目におい

			返し行う日常業務を行う責務 ②その他担当業務について 上司の命を受け、補助的な業務を行う責務	て一部援助が必要である
--	--	--	--	-------------

別表2

本給表(1～50号)

等級	[1等級]	[2等級]	[3等級]	[4等級]	[5等級]	[6等級]
号給	590	710	850	1,020	1,220	1,470
1	144,000	150,460	158,910	169,020	193,340	237,110
2	144,590	151,170	159,760	170,040	194,560	238,580
3	145,180	151,880	160,610	171,060	195,780	240,050
4	145,770	152,590	161,460	172,080	197,000	241,520
5	146,360	153,300	162,310	173,100	198,220	242,990
6	146,950	154,010	163,160	174,120	199,440	244,460
7	147,540	154,720	164,010	175,140	200,660	245,930
8	148,130	155,430	164,860	176,160	201,880	247,400
9	148,720	156,140	165,710	177,180	203,100	248,870
10	149,310	156,850	166,560	178,200	204,320	250,340
11	149,900	157,560	167,410	179,220	205,540	251,810
12	150,490	158,270	168,260	180,240	206,760	253,280
13	151,080	158,980	169,110	181,260	207,980	254,750
14	151,670	159,690	169,960	182,280	209,200	256,220
15	152,260	160,400	170,810	183,300	210,420	257,690
16	152,850	161,110	171,660	184,320	211,640	259,160
17	153,440	161,820	172,510	185,340	212,860	260,630
18	154,030	162,530	173,360	186,360	214,080	262,100
19	154,620	163,240	174,210	187,380	215,300	263,570
20	155,210	163,950	175,060	188,400	216,520	265,040
21	155,800	164,660	175,910	189,420	217,740	266,510
22	156,390	165,370	176,760	190,440	218,960	267,980
23	156,980	166,080	177,610	191,460	220,180	269,450
24	157,570	166,790	178,460	192,480	221,400	270,920
25	158,160	167,500	179,310	193,500	222,620	272,390
26	158,750	168,210	180,160	194,520	223,840	273,860
27	159,340	168,920	181,010	195,540	225,060	275,330
28	159,930	169,630	181,860	196,560	226,280	276,800
29	160,520	170,340	182,710	197,580	227,500	278,270
30	161,110	171,050	183,560	198,600	228,720	279,740
31	161,700	171,760	184,410	199,620	229,940	281,210
32	162,290	172,470	185,260	200,640	231,160	282,680
33	162,880	173,180	186,110	201,660	232,380	284,150
34	163,470	173,890	186,960	202,680	233,600	285,620
35	164,060	174,600	187,810	203,700	234,820	287,090
36	164,650	175,310	188,660	204,720	236,040	288,560
37	165,240	176,020	189,510	205,740	237,260	290,030
38	165,830	176,730	190,360	206,760	238,480	291,500
39	166,420	177,440	191,210	207,780	239,700	292,970
40	167,010	178,150	192,060	208,800	240,920	294,440
41	167,600	178,860	192,910	209,820	242,140	295,910
42	168,190	179,570	193,760	210,840	243,360	297,380
43	168,780	180,280	194,610	211,860	244,580	298,850
44	169,370	180,990	195,460	212,880	245,800	300,320
45	169,960	181,700	196,310	213,900	247,020	301,790
46	170,550	182,410	197,160	214,920	248,240	303,260
47	171,140	183,120	198,010	215,940	249,460	304,730
48	171,730	183,830	198,860	216,960	250,680	306,200
49	172,320	184,540	199,710	217,980	251,900	307,670
50	172,910	185,250	200,560	219,000	253,120	309,140
51	173,500	185,960	201,410	220,020	254,340	310,610

本給表(51～100号)

等級	[1等級]	[2等級]	[3等級]	[4等級]	[5等級]	[6等級]
号給	490	590	700	840	1,010	1,210
51	173,500	185,960	201,410	220,020	254,340	310,610
52	173,990	186,550	202,110	220,860	255,350	311,820
53	174,480	187,140	202,810	221,700	256,360	313,030
54	174,970	187,730	203,510	222,540	257,370	314,240
55	175,460	188,320	204,210	223,380	258,380	315,450
56	175,950	188,910	204,910	224,220	259,390	316,660
57	176,440	189,500	205,610	225,060	260,400	317,870
58	176,930	190,090	206,310	225,900	261,410	319,080
59	177,420	190,680	207,010	226,740	262,420	320,290
60	177,910	191,270	207,710	227,580	263,430	321,500
61	178,400	191,860	208,410	228,420	264,440	322,710
62	178,890	192,450	209,110	229,260	265,450	323,920
63	179,380	193,040	209,810	230,100	266,460	325,130
64	179,870	193,630	210,510	230,940	267,470	326,340
65	180,360	194,220	211,210	231,780	268,480	327,550
66	180,850	194,810	211,910	232,620	269,490	328,760
67	181,340	195,400	212,610	233,460	270,500	329,970
68	181,830	195,990	213,310	234,300	271,510	331,180
69	182,320	196,580	214,010	235,140	272,520	332,390
70	182,810	197,170	214,710	235,980	273,530	333,600
71	183,300	197,760	215,410	236,820	274,540	334,810
72	183,790	198,350	216,110	237,660	275,550	336,020
73	184,280	198,940	216,810	238,500	276,560	337,230
74	184,770	199,530	217,510	239,340	277,570	338,440
75	185,260	200,120	218,210	240,180	278,580	339,650
76	185,750	200,710	218,910	241,020	279,590	340,860
77	186,240	201,300	219,610	241,860	280,600	342,070
78	186,730	201,890	220,310	242,700	281,610	343,280
79	187,220	202,480	221,010	243,540	282,620	344,490
80	187,710	203,070	221,710	244,380	283,630	345,700
81	188,200	203,660	222,410	245,220	284,640	346,910
82	188,690	204,250	223,110	246,060	285,650	348,120
83	189,180	204,840	223,810	246,900	286,660	349,330
84	189,670	205,430	224,510	247,740	287,670	350,540
85	190,160	206,020	225,210	248,580	288,680	351,750
86	190,650	206,610	225,910	249,420	289,690	352,960
87	191,140	207,200	226,610	250,260	290,700	354,170
88	191,630	207,790	227,310	251,100	291,710	355,380
89	192,120	208,380	228,010	251,940	292,720	356,590
90	192,610	208,970	228,710	252,780	293,730	357,800
91	193,100	209,560	229,410	253,620	294,740	359,010
92	193,590	210,150	230,110	254,460	295,750	360,220
93	194,080	210,740	230,810	255,300	296,760	361,430
94	194,570	211,330	231,510	256,140	297,770	362,640
95	195,060	211,920	232,210	256,980	298,780	363,850
96	195,550	212,510	232,910	257,820	299,790	365,060
97	196,040	213,100	233,610	258,660	300,800	366,270
98	196,530	213,690	234,310	259,500	301,810	367,480
99	197,020	214,280	235,010	260,340	302,820	368,690
100	197,510	214,870	235,710	261,180	303,830	369,900
101	198,000	215,460	236,410	262,020	304,840	371,110

本給表(101～150号)

等級	[1等級]	[2等級]	[3等級]	[4等級]	[5等級]	[6等級]
号給	400	490	590	710	850	1,020
101	198,000	215,460	236,410	262,020	304,840	371,110
102	198,400	215,950	237,000	262,730	305,690	372,130
103	198,800	216,440	237,590	263,440	306,540	373,150
104	199,200	216,930	238,180	264,150	307,390	374,170
105	199,600	217,420	238,770	264,860	308,240	375,190
106	200,000	217,910	239,360	265,570	309,090	376,210
107	200,400	218,400	239,950	266,280	309,940	377,230
108	200,800	218,890	240,540	266,990	310,790	378,250
109	201,200	219,380	241,130	267,700	311,640	379,270
110	201,600	219,870	241,720	268,410	312,490	380,290
111	202,000	220,360	242,310	269,120	313,340	381,310
112	202,400	220,850	242,900	269,830	314,190	382,330
113	202,800	221,340	243,490	270,540	315,040	383,350
114	203,200	221,830	244,080	271,250	315,890	384,370
115	203,600	222,320	244,670	271,960	316,740	385,390
116	204,000	222,810	245,260	272,670	317,590	386,410
117	204,400	223,300	245,850	273,380	318,440	387,430
118	204,800	223,790	246,440	274,090	319,290	388,450
119	205,200	224,280	247,030	274,800	320,140	389,470
120	205,600	224,770	247,620	275,510	320,990	390,490
121	206,000	225,260	248,210	276,220	321,840	391,510
122	206,400	225,750	248,800	276,930	322,690	392,530
123	206,800	226,240	249,390	277,640	323,540	393,550
124	207,200	226,730	249,980	278,350	324,390	394,570
125	207,600	227,220	250,570	279,060	325,240	395,590
126	208,000	227,710	251,160	279,770	326,090	396,610
127	208,400	228,200	251,750	280,480	326,940	397,630
128	208,800	228,690	252,340	281,190	327,790	398,650
129	209,200	229,180	252,930	281,900	328,640	399,670
130	209,600	229,670	253,520	282,610	329,490	400,690
131	210,000	230,160	254,110	283,320	330,340	401,710
132	210,400	230,650	254,700	284,030	331,190	402,730
133	210,800	231,140	255,290	284,740	332,040	403,750
134	211,200	231,630	255,880	285,450	332,890	404,770
135	211,600	232,120	256,470	286,160	333,740	405,790
136	212,000	232,610	257,060	286,870	334,590	406,810
137	212,400	233,100	257,650	287,580	335,440	407,830
138	212,800	233,590	258,240	288,290	336,290	408,850
139	213,200	234,080	258,830	289,000	337,140	409,870
140	213,600	234,570	259,420	289,710	337,990	410,890
141	214,000	235,060	260,010	290,420	338,840	411,910
142	214,400	235,550	260,600	291,130	339,690	412,930
143	214,800	236,040	261,190	291,840	340,540	413,950
144	215,200	236,530	261,780	292,550	341,390	414,970
145	215,600	237,020	262,370	293,260	342,240	415,990
146	216,000	237,510	262,960	293,970	343,090	417,010
147	216,400	238,000	263,550	294,680	343,940	418,030
148	216,800	238,490	264,140	295,390	344,790	419,050
149	217,200	238,980	264,730	296,100	345,640	420,070
150	217,600	239,470	265,320	296,810	346,490	421,090
151	218,000	239,960	265,910	297,520	347,340	422,110

本給表(151～200号)

等級	[1等級]	[2等級]	[3等級]	[4等級]	[5等級]	[6等級]
号給	320	390	490	580	0	0
151	218,000	239,960	265,910	297,520	0	0
152	218,320	240,350	266,400	298,100	0	0
153	218,640	240,740	266,890	298,680	0	0
154	218,960	241,130	267,380	299,260	0	0
155	219,280	241,520	267,870	299,840	0	0
156	219,600	241,910	268,360	300,420	0	0
157	219,920	242,300	268,850	301,000	0	0
158	220,240	242,690	269,340	301,580	0	0
159	220,560	243,080	269,830	302,160	0	0
160	220,880	243,470	270,320	302,740	0	0
161	221,200	243,860	270,810	303,320	0	0
162	221,520	244,250	271,300	303,900	0	0
163	221,840	244,640	271,790	304,480	0	0
164	222,160	245,030	272,280	305,060	0	0
165	222,480	245,420	272,770	305,640	0	0
166	222,800	245,810	273,260	306,220	0	0
167	223,120	246,200	273,750	306,800	0	0
168	223,440	246,590	274,240	307,380	0	0
169	223,760	246,980	274,730	307,960	0	0
170	224,080	247,370	275,220	308,540	0	0
171	224,400	247,760	275,710	309,120	0	0
172	224,720	248,150	276,200	309,700	0	0
173	225,040	248,540	276,690	310,280	0	0
174	225,360	248,930	277,180	310,860	0	0
175	225,680	249,320	277,670	311,440	0	0
176	226,000	249,710	278,160	312,020	0	0
177	226,320	250,100	278,650	312,600	0	0
178	226,640	250,490	279,140	313,180	0	0
179	226,960	250,880	279,630	313,760	0	0
180	227,280	251,270	280,120	314,340	0	0
181	227,600	251,660	280,610	314,920	0	0
182	227,920	252,050	281,100	315,500	0	0
183	228,240	252,440	281,590	316,080	0	0
184	228,560	252,830	282,080	316,660	0	0
185	228,880	253,220	282,570	317,240	0	0
186	229,200	253,610	283,060	317,820	0	0
187	229,520	254,000	283,550	318,400	0	0
188	229,840	254,390	284,040	318,980	0	0
189	230,160	254,780	284,530	319,560	0	0
190	230,480	255,170	285,020	320,140	0	0
191	230,800	255,560	285,510	320,720	0	0
192	231,120	255,950	286,000	321,300	0	0
193	231,440	256,340	286,490	321,880	0	0
194	231,760	256,730	286,980	322,460	0	0
195	232,080	257,120	287,470	323,040	0	0
196	232,400	257,510	287,960	323,620	0	0
197	232,720	257,900	288,450	324,200	0	0
198	233,040	258,290	288,940	324,780	0	0
199	233,360	258,680	289,430	325,360	0	0
200	233,680	259,070	289,920	325,940	0	0
201	234,000	259,460	290,410	326,520	0	0

別表 3

初任給基準表

学 歴	等 級	号 数
大学卒	1	106
短大卒		75
高校卒		60

別表 4

経験年数換算表

経験職務内容	要件	換算率
1 社会福祉施設等及び病院診療所	職務の種類が同一のもの	100分の100以下
2 前項以外の法人企業等	職務の種類が同一のもの	100分の80以下
3 社会福祉関係機関、社会福祉団体、官公庁	職務の種類が類似しているもの	100分の50以下
4 学校又は学校に準じる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る)		100分の100以下

- (備 考) 1、他の職種との均衡を著しく失う場合は、この限りでない。
- 2、在職期間の計算において、合算された年数の1年未満は切り捨てる。
- 3、換算表により難しいときは理事長が別に定める。

別表5

通勤手当支給基準表

片道通勤距離	支給額
2キロメートルを超え4キロメートル以下	2,400円
4キロメートルを超え6キロメートル以下	3,600円
6キロメートルを超え8キロメートル以下	4,600円
8キロメートルを超え10キロメートル以下	5,900円
10キロメートルを超え12キロメートル以下	7,200円
12キロメートルを超え14キロメートル以下	8,500円
14キロメートルを超え16キロメートル以下	9,800円
16キロメートルを超え18キロメートル以下	11,100円
18キロメートルを超え20キロメートル以下	12,400円
20キロメートルを超え22キロメートル以下	13,700円
22キロメートルを超え24キロメートル以下	15,000円
24キロメートルを超えるもの	16,300円

(備考) 通勤距離の算定は、通勤区間の最寄のバス停からバス停までのキロ数による。

様式2

通 勤 届 ・ 通 勤 手 当 認 定 簿 年 月 日 提出								
		勤 務 公 衛 殿 所 在 地		主な届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 (異動の場合を含む) <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記の事実発生日 年 月 日				
職 名		氏 名						
住 居								
順 路	通勤方法の別	区 間		距 離 (換 算)	所 要 時 間 (換 算)	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	備 考
1		住 居から (経由) まで		・ km	時 間 分			
2		から (経由) まで		・	・			
3		から (経由) まで		・	・			
4		から (経由) まで		・	・			
5		から (経由) まで		・	・			
他に利用できる交通機関がある場合その名称及び利用区間				総通勤距離 (換算)		・ km		
総通勤距離2km未満の場合交通機関等を利用する理由				総所要時間 (換算)		時 間 分		
通勤経路の略図 (経路は、朱線とすること。)				記入上の注意 1 この届出には通常行なっている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「おもな届出事由」欄には、この届を行なうおもな原因の一つのみVを付する。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、国鉄、〇〇バス (〇〇線) 等の別を記入する。 4 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期、10枚綴回数券の額等乗車券等に占める額を記入する。 6 「備考」欄には、定期券を持たない理由回数券の片道及び月間の使用枚数を記入する。 7 往路と帰路の異なる場合は、「備考」欄に記入する。				
確認及び決定欄 (提出者は、記入しないこと。)				年 月 日 受理				
順 路	算 出 の 基 礎 と な る 交 通 機 関		定 期 券 ・ 回 数 券	1 月 の 運 賃 等 の 額 の		1 月 の 運		
	交通機関等の名称	利 用 区 間	そ の 他 の 別	算 出 の 基 礎		賃 等 の 額		
1						円		
2								
3								
4								
5								
計								
1 月 の 運 賃 等 の 総 額						円		
決 定 事 項			支 給 の 始 期 等	通 勤 手 当 の 月 額	左 の 計 算 過 程		決 定 者 印	
年 月 日				取 扱 者 印				
備 考								

様式第3号

住 居 届 (年 月 日提出)

任命権者 殿	勤務 公署名			印	主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 住宅の所有関係の変更 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 (契約更新含む) <input type="checkbox"/> その他 上記事実の発生日 年 月 日
	職 名		氏 名		

第22条の規程に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届けます。(契約書等証明書類 通添付)

借家・借間	契約年月日	年 月 日	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	住宅の所在地		住宅への入居日	年 月 日	
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿		住宅の契約面積	m ²
	住宅の所有者	続柄 ()		住 所	
	住宅の貸主	続柄 ()		住 所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 共同名義人が 氏名 続柄 () <input type="checkbox"/> 扶養親族 () <input type="checkbox"/> いる () 氏名 () <input type="checkbox"/> いない ()			
	家賃等	月額 (年 月 日から)	円	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気・ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)	

借家・借間

上記のとおり 確認する。 家賃の額に相当する額は、 円であると算定する。
確認し、

年 月 日

職名

氏名

取扱者
認 印

備考

.....

扶 養 手 当 申 請 書					
社会福祉法人石鳥谷会 理事長 殿					
年 月 日					
施設長	施設長補佐	担 当	所 属		
			氏名	(印)	
現 受 給 状 況	区 分	氏 名	続 柄	生年月日	
	配偶者				
	その他				年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
申 請 内 容	変更区分	1 . 新 規 (上表に記入) 2 . 追 加 3 . 廃 止			
	氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年 月 日			
	事由発生日	平成 年 月 日			
事 由					
処 理	今回申請分として()支給する。 年 月 日から支給する。				